

- 情報監視審査会は、情報監視審査会規程第22条の規定により、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成して議長に提出し、議長はこれを公表することとされています。
- 報告書は衆議院HP (<http://www.shugiin.go.jp/>) においてもご覧いただけます。

# 平成29年 年次報告書のポイント

衆議院情報監視審査会

# 平成29年年次報告書の概要

## 対象期間等

- ・対象期間（平成29年2月1日～平成30年1月31日）、審査会開会数 14回（うち調査12回）
- ・特定秘密の提示件数 4省庁、特定行政文書ファイル13件（外務省2件、経済産業省3件、防衛省6件、防衛装備庁2件）

## 主な調査事項

### ■ 特定課題について行政機関横断的に調査

- ・行政機関全般に係る3つの課題について、特定課題事項として調査を実施
- ・調査事項：①特定秘密が記録された行政文書（特定秘密文書）廃棄問題、②特定秘密文書不存在関係、③作成から30年を超える特定秘密文書関係 [①は新規、②及び③は平成28年審査会意見のフォローアップ]

### ■ 参考人（有識者）から報告書についての意見聴取及び質疑

- ・平成28年年次報告書について、今後の当審査会の運営に役立てるため3名の有識者から意見聴取及び質疑

### ■ 平成28年審査会意見に対する対応状況を政府から聴取し、検証

- ・関係行政機関から平成28年審査会意見に基づき、特定秘密保護制度の運用について講じた措置又は講ずる予定の措置について説明聴取
- ・十分に処置が講じられている事項が認められる一方、いまだ指摘事項に対し、十分な処置が講じられていない事項があり、政府に対し引き続き適切な対応を要求

## 主な成果

### ① 特定秘密文書廃棄問題に係る実態解明及び問題点の指摘

- ・当審査会の調査により、特定秘密文書の廃棄に係る実態が判明するとともに、それを踏まえ、課題等を「政府に対する意見」において指摘

### ② 平成28年審査会意見のフォローアップ

#### ◎ 特定秘密文書不存在関係

- ・内閣情報調査室が事務連絡「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」を発出

#### ◎ 作成から30年を超える特定秘密文書関係

### ③ 平成28年「政府に対する意見」及び情報監視審査会の指摘に対する政府の主な対応状況

- ・内閣官房、警察庁及び外務省において、指定書等における記述を修正

## 政府に対する意見

### ■ 7種28件の意見を提示

- ・調査を通じ、委員間で問題点や改善すべき点として認識が共有できたものについて、政府に改善を要求

## 今後の調査方針

### ■ 平成29年の調査を踏まえ、調査方針（工程表）に基づき調査

- ・調査方針（工程表）に基づき、引き続き調査の実施を継続し、一層の深化、具体化
- ・通常の調査とは別に特定課題についても、海外の事例を参考とし、引き続き検討

# 特定秘密の提出・提示の概要①

平成30年1月26日、外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁から、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

## 1. 提示を求めた理由

- 外務省  
特定秘密の内容を示す名称が具体的でないため、当該特定秘密の指定範囲が適正か確認する必要があることから提示を求めることとした。

## 2. 提示された特定秘密の概要

- 外務省  
安全保障に関する外務省の特定秘密の一部

## 3. 主な質疑

- 外務省
  - ・提示された特定秘密が記録された文書の外務省における用途
  - ・提示された特定秘密が記録された全ての文書を審査会に対して提示することの適否
  - ・提示された特定秘密文書における分析の際の着目点（人物・地域）
  - ・提示された文書の関連事項についてのリスク分析を特定秘密として指定している事実の有無

- 経済産業省  
特定秘密が記録された文書の廃棄の観点から、特定秘密文書の保存期間満了時の措置を廃棄とした経済産業省の判断の妥当性、また、当該措置を妥当と認めた独立公文書管理監の判断の妥当性等を調査するため、提示を求めることとした。

- 経済産業省  
内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの

識別番号	整理番号	指定の年月日
経-1	14G-201412-001-2ニ-001	平成26年12月26日
経-2	14G-201412-002-2ニ-002	平成26年12月26日
経-3	14G-201412-003-2ニ-003	平成26年12月26日
経-4	14G-201412-004-2ニ-004	平成26年12月26日

- 経済産業省
  - ・他の省庁から提供を受けたエネルギー関係の特定秘密を基に経済産業省において独自に作成した資料の有無及び当該資料の特定秘密への指定状況
  - ・経済産業省で保有する特定秘密のうち、自ら要請したものではなく、内閣官房の側から参考情報として提供を受けたものの占める割合
  - ・衛星画像の提供に関する各省庁間の連携の在り方

# 特定秘密の提出・提示の概要②

平成30年1月26日、外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁から、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

## 1. 提示を求めた理由

- 防衛省  
特定秘密が記録された文書の廃棄の観点から、特定秘密文書の保存期間満了時の措置を廃棄とした防衛省の判断の妥当性、また、当該措置を妥当と認めた独立公文書管理監の判断の妥当性等を調査するため、提示を求めることとした。

- 防衛装備庁  
特定秘密が記録された文書の廃棄の観点から、特定秘密文書の保存期間満了時の措置を廃棄とした防衛装備庁の判断の妥当性等を調査するため、提示を求めることとした。

## 2. 提示された特定秘密の概要

- 防衛省  
特定秘密保護法施行前の防衛秘密制度下において作成された防衛秘密文書の接受・保管に係る簿冊（帳簿類及び点検簿）であり、その後、特定秘密保護法の施行に伴い、それらに記された防衛秘密は特定秘密に移行したもの

識別番号	整理番号	指定の年月日
防-52	18-201412-052-10b-006	平成26年12月10日
防-59	18-201412-059-1A-004	平成26年12月10日

- 防衛装備庁  
「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間が記載された資料

識別番号	整理番号	指定の年月日
防-26	18-201412-026-1A-003	平成26年12月10日
防-27	18-201412-027-1A-004	平成26年12月10日

## 3. 主な質疑

- 防衛省
  - ・特定秘密保護法施行前に防衛大臣名の通達により廃棄を止めた旧防衛秘密に係る文書の現状
  - ・提示された簿冊が現用でなくなった後の行政文書としての保存期間を5年間としている一方で、別の防衛省提出資料に記載のあった、一定期間（6か月）経過後は特定秘密文書等管理簿を残していなかったことの妥当性
  - ・6か月で特定秘密文書等管理簿の廃棄を可能とした内規への防衛省の対応

- 防衛装備庁
  - ・防衛装備移転において共同開発国の当局との間で能力の共有を図るための情報提供の方法
  - ・特定秘密を廃棄する場合に情報を提供した相手国に要請する措置の内容
  - ・潜水艦製造企業の情報管理に対する防衛省の関与及び確認の有無
  - ・平成30年度防衛予算に計上されている新型潜水艦に係る同様の数値が特定秘密に指定される見込み
  - ・「そうりゅう」の能力に係る情報が歴史公文書等に該当しない理由

# 年次報告書の構成

## はじめに（会長挨拶）

## 第1 政府に対する意見（調査結果）

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| 1 政府に対する意見                        | [2ページ]  |
| 2 政府に対する意見の理由及び背景                 | [6ページ]  |
| 3 平成28年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況 | [18ページ] |
| 4 情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項   | [36ページ] |
| 5 今後の調査方針及び課題                     | [40ページ] |

## 第2 調査及び審査の経過

- |      |         |
|------|---------|
| 1 調査 | [44ページ] |
| 2 審査 | [49ページ] |

## 第3 調査を行った事項

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 1 制度全体            | [52ページ]  |
| 2 特定秘密の提出・提示      | [63ページ]  |
| 3 特定課題            | [68ページ]  |
| 4 その他個別行政機関に関する事項 | [121ページ] |
| 5 適性評価            | [159ページ] |
| 6 参考人からの意見聴取及び質疑  | [168ページ] |
| 7 調査の方法           | [177ページ] |

## 参考資料

- |                               |          |                        |          |
|-------------------------------|----------|------------------------|----------|
| 1 情報監視審査会について                 | [183ページ] | 6 独立公文書管理監報告の概要        | [222ページ] |
| 2 関係法規集                       | [185ページ] | 7 内閣情報調査室から発出した事務連絡の概要 | [226ページ] |
| 3 特定秘密文書の廃棄に関する審査会意見及び主な質疑・答弁 | [199ページ] | 8 海外派遣関係               | [227ページ] |
| 4 金田国務大臣の報告                   | [209ページ] | 9 活動経過一覧表              | [231ページ] |
| 5 国会報告の概要                     | [212ページ] | 10 会長及び委員一覧            | [236ページ] |

# 主な調査事項の概要

以下の事項について、調査等を行い、年次報告書に記載しました。

## 1 特定課題について行政機関横断的に調査

### ・特定課題事項①：特定秘密文書廃棄問題

〔概要〕当審査会は、平成27年及び平成28年に審査会意見として当該問題を指摘し、今期も更なる調査を進めてきた。各行政機関から提出を受けた廃棄に関する資料を精査し、廃棄協議中及び独立公文書管理監の検証・監察中の特定行政文書ファイルの提示を受けるなど、実態把握に努めるとともに、関係行政機関から説明を聴取し、質疑を通じて新たな問題点や課題を提起

### ・特定課題事項②：特定秘密文書不存在関係

〔概要〕特定秘密指定行政機関等に対し、特定秘密ごとの文書等の件数を記載した文書の提出を求め、行政文書不存在の特定秘密を指定している行政機関に対し説明聴取及び質疑

### ・特定課題事項③：作成から30年を超える特定秘密文書関係

〔概要〕作成から30年を超える特定秘密文書を、警察庁、外務省及び防衛省が保有しており、防衛省に対し、当該行政文書につき説明を聴取し、質疑

## 2 平成28年「政府に対する意見」（審査会意見）への対応状況

- 関係行政機関から、平成28年の審査会意見に基づき、特定秘密保護制度の運用について講じた措置又は講じる予定の措置について説明を聴取
- 昨年の平成28年年次報告書審査会意見に対する政府の対応状況について整理し、記載

## 3 情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項

- 審査会における各委員からの指摘等により政府において措置を講じた事項についてとりまとめ

## 4 適性評価関係

- 内閣官房及び関係行政機関から適性評価の実施状況について説明聴取及び質疑

## 5 参考人（有識者）からの意見聴取及び質疑

- 平成29年5月15日、平成28年年次報告書について、今後の当審査会の運営に役立てるため、3人の有識者から公開で意見を聴取し、質疑  
三谷秀史君（三井住友銀行顧問・元内閣情報官）、春名幹男君（ジャーナリスト）、三木由希子君（NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長）
- 年次報告書において、参考人からの主な指摘事項と当審査会の考え等を整理

## 6 海外派遣関係

- 平成29年9月に行われたオーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査の概要を参考資料に記載

### 調査の背景と経緯

- ▶ 平成27年及び平成28年審査会意見において、特定秘密文書の廃棄に係る問題について指摘
- ▶ 保存期間1年未満の文書は、独立公文書管理監の検証・監察の対象とならないため、各行政機関の判断で当該文書が廃棄できるのが現状
- ▶ 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄に関し、独立公文書管理監が廃棄妥当の通知を発出していたことが判明し、これに対し当審査会会長から政府において廃棄を慎重に検討するよう要請
- ▶ 内閣官房及び各行政機関に対し、特定秘密文書の廃棄に関する資料の提出を求め、公文書管理課を含む各行政機関より説明聴取・質疑
- ▶ 廃棄協議中及び独立公文書管理監の検証・監察中の特定行政文書ファイルの提示を受け、質疑

### 調査結果

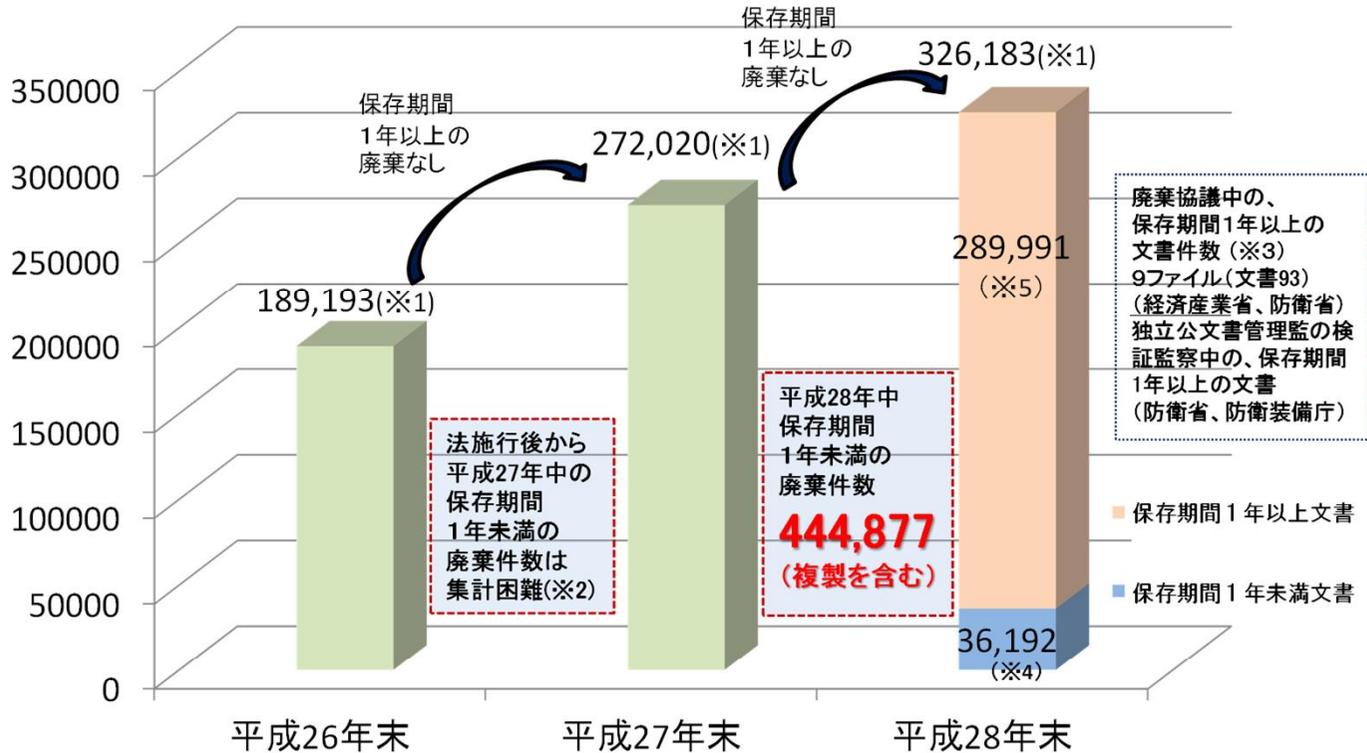
- 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄件数には複製が含まれ、各年末時点での同文書件数には複製が含まれていないことが判明
- 平成28年末時点の特定秘密文書件数が約32万6千件であるのに対し、平成28年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の総計は約44万5千件（次ページ参照）
- 保存期間1年未満の特定秘密文書で平成28年中に廃棄されたものは、大きく3類型6種に分類（次ページ参照）
- 独立公文書管理監の検証・監察中の特定行政文書ファイル等が、防衛省はファイル33件（文書400件）、防衛装備庁はファイル2件（文書3件）それぞれ存在
- 行政文書管理規則細則等で、保存期間1年未満の文書の取扱い等について規定を盛り込んでいるのは、一部の行政機関にとどまる。
- 委員及び参考人より、独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察時に現代史の専門家などの意見を求める必要性について指摘

### 主な論点

- ① 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については、歴史公文書等となるよう、保有行政機関の文書管理規則等の内規を改めることを検討すべきではないか。
- ② 公表している特定秘密文書件数に複製が含まれていないのであれば、特定秘密の全体像の把握は困難。複製を含め件数を公表すべきではないか。
- ③ 独立公文書管理監は、保存期間1年未満の文書が大量廃棄されている現状に鑑み、同文書も検証・監察の対象とするよう運用の見直しを行うべきではないか。
- ④ 廃棄協議中等の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書の廃棄によって行政文書不存在的特定秘密となる場合は、保存期間を延長して特定秘密の指定期間と合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すべきではないか。
- ⑤ 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すべきではないか。

# (参考) 特定秘密文書の保有・廃棄件数及び廃棄の類型

特定秘密が記録された行政文書の保有件数の推移と廃棄の状況



- ※1 各年末時点の特定秘密文書の保有件数は、同一行政機関内で同一内容のものを複数保有している場合は、1件として計上。
- ※2 平成30年1月末現在、一部省庁において、当該件数(複製を含む)を未提出もしくは集計が困難と説明しているため。
- ※3 各行政機関から当審査会に提出された資料(資料要求日:平成29年5月26日、「7 調査の方法」参照)に基づき積算した「平成29年中の保存期間1年未満の廃棄予定件数」の総計は、約54,690件。
- ※4 平成28年末時点での保存期間1年未満の特定秘密文書の件数として各行政機関から当審査会に提出された資料(資料要求日:平成29年5月26日、「7 調査の方法」参照)の件数を積算したもの。
- ※5 平成28年末時点の特定秘密文書の保有件数から※4の件数を差し引いたもの。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

保存期間1年未満の特定秘密文書で平成28年中に廃棄されたものの類型

類型		件数
1	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	20,310件
	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	9,069件
	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	383,166件
	他の行政機関が引き続き保管している文書	768件
2	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	28,272件
3	暗号関係	3,292件

合計 **444,877件**

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

# 特定秘密文書廃棄問題に係る平成29年審査会意見のポイント

## 主な理由・背景

- ▶ 歴史資料として重要かどうかの判断は、特定秘密の指定の長さが少なくとも25年以上でないと判断が慎重にならず、30年を超えないと当然に国立公文書館等へ移管とはならない。指定の有効期間がそれに至らない特定秘密は運用基準上明確化されていない。

## 審査会意見

### ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係

- ① 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。
- ② 独立公文書管理監は、特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。その際、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。あわせて、独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が1年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。

## 主な理由・背景

- ▶ 独立公文書管理監から、保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄事案に関し、当審査会への適宜適切な説明がなかった。
- ▶ 防衛省が保有する特定行政文書ファイル33件（文書400件）が、独立公文書管理監による検証・監察中。

## 審査会意見

### イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係

- ① 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として1年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。
- ② 独立公文書管理監が保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等を廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡すること。保有行政機関も当審査会に対し最大限の説明を行うこと。
- ③ 廃棄協議中等に係る特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書の廃棄によって行政文書不存在的特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。
- ④ 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。

### 主な理由・背景

- ▶ 保存期間 1 年未満の行政文書は、内閣総理大臣の個別協議を必要とせず、各行政機関の判断で廃棄することが可能で、特定秘密文書も同様の取扱い。
- ▶ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書で廃棄されたもののうち、1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている特定秘密文書の素材及び暗号関係という類型に該当する文書は、保存期間 1 年以上としなくてはならない正本・原本に該当する可能性あり。

### 審査会意見

#### ウ 行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係

- ① 特定秘密文書の保存期間を 1 年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。
- ② 正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）のうち保存期間を 1 年以上とすることが極めて困難なものについては、①の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。
- ③ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。

### 主な理由・背景

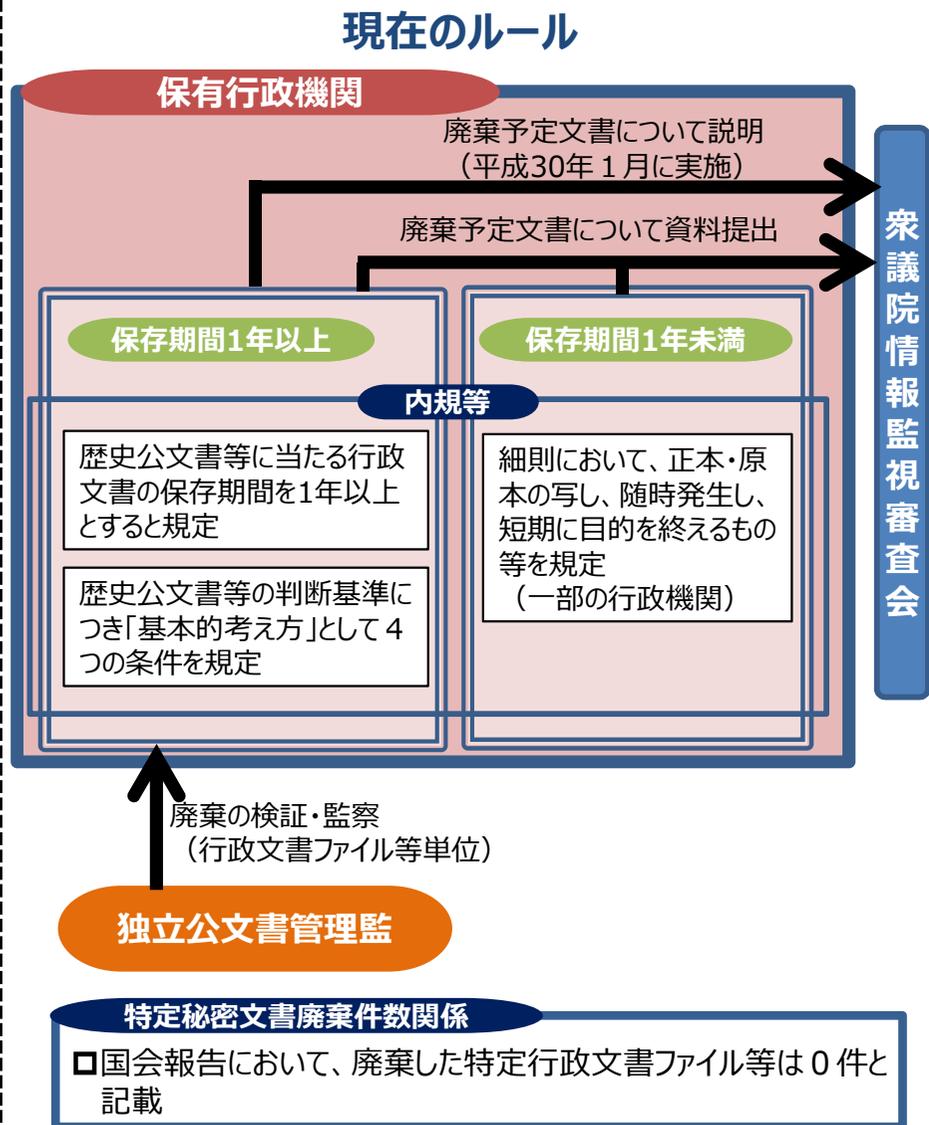
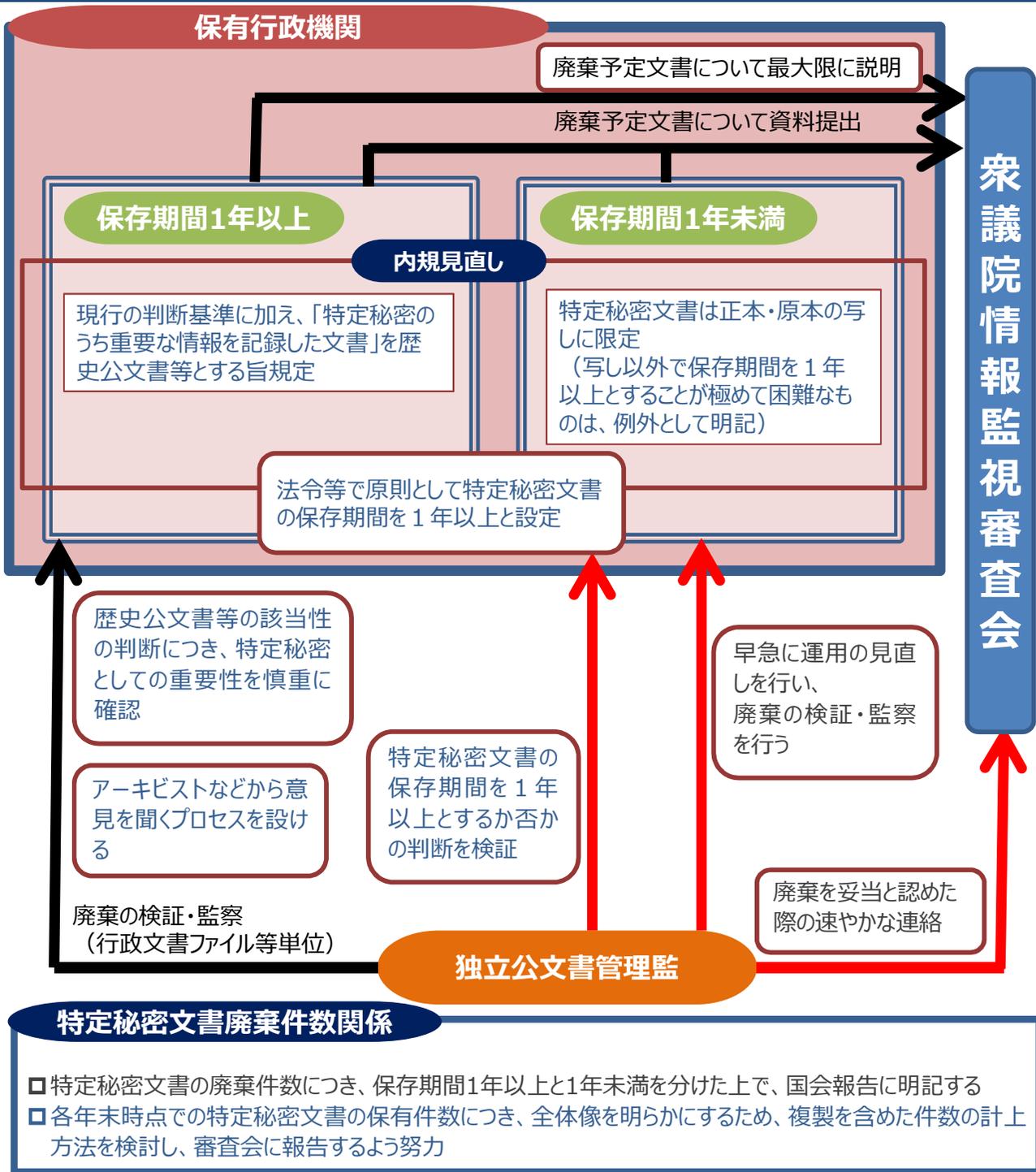
- ▶ 当審査会の調査により、平成28年末時点で特定秘密文書件数の総数が約32万6千件であるのに対し、平成28年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の総数は、それを遥かに上回る約44万5千件にのぼることが判明した。この理由について、政府から、廃棄件数には複製が含まれるためとの説明があった。

### 審査会意見

#### エ 特定秘密文書件数関係

- ① 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が 1 年以上と 1 年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。
- ② 特定秘密文書の全体像を明らかにするため、各年末時点での特定秘密文書の保有件数に複製の件数も計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。

(参考) 特定秘密文書の廃棄に関する新たなルールの設定 (平成29年「政府に対する意見」に基づくもの)



※赤矢印は新たなルール  
 ※青字のものは検討を求めるもの

### 平成28年審査会意見

- ✓ 行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。
- ✓ 特定秘密保護法の逐条解説に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。

### 政府の対応

- 内閣情報調査室より、「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡が発出され、各省庁においては、同事務連絡に基づき適切な管理を行う旨の認識が示された。
- 平成29年中に措置済みのもの ⇒ 4 行政機関21件【文書作成等12件、指定解除9件】（この他に平成30年に1件文書を作成したものがあ

### 新たな問題点

- ▶ 複数の行政機関が同一の特定秘密を指定している場合、他の行政機関が文書を保有しているため当該文書が不存在の行政機関については、「情報が知識（頭の中）に存在している」状態となる可能性がある。

### 平成29年審査会意見

- 複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、もしくは文書を保有することを再検討すること。

### 行政文書不存在の特定秘密一覧

類型の概要	件数
あらかじめ指定したもの	1 行政機関 1 件
他機関が保有しているもの	2 行政機関 12 件
複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	3 行政機関 26 件
物件が存在しているもの	1 行政機関 87 件

### 平成28年審査会意見

- ✓ 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から30年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。

### 政府の対応

- 内閣情報調査室より、警察庁、外務省及び防衛省が作成から30年以上の行政文書を保有している旨の説明があった。

### 新たな問題点

- ▶ 作成から30年を超える特定秘密文書を、警察庁、外務省及び防衛省が保有しており、防衛省において、そのうちの一部につき、保存期間満了時の措置を廃棄としているものがある。保存期間満了時の措置については、将来にわたる国民への説明責任を勘案し、厳格な手続をとる必要性。

### 平成29年審査会意見

- ① 当該文書を保有する行政機関は、その概要を整理して当審査会に報告すること。
- ② 当該文書については、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とすることを検討すること。
- ③ 平成28年年次報告書意見で付した、当該文書を今後も保有する場合等に独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。

【今後の調査方針】 ■ 作成から30年を超える特定秘密文書の取扱いについて、政府に対し当該文書の提出・提示を求め、調査を行う。

### (参考)特定秘密の指定の有効期間と特定秘密文書の保存期間の関係

#### 特定秘密の指定の有効期間

- 指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合、その理由を示し、内閣の承認を得る必要
- 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密が記録された文書は、保存期間満了後は歴史公文書等として国立公文書館等に移管

#### 特定秘密文書の保存期間

- 作成から30年を超える行政文書を特定秘密文書として保有する場合、内閣の承認を要しない
- 上記文書については、保存期間満了後、歴史公文書等に該当しない場合、総理に協議し同意を得た上で廃棄

#### 問題点

- 特定秘密が、厳格な手続を経ることなく、実質上30年を超えて超長期にわたって指定され続ける可能性
- 作成から30年を超える行政文書で特定秘密に指定された文書について、保存期間満了後、廃棄される可能性

### 所見

平成28年年次報告書で記載した審査会意見で表明した事項については、十分に措置が講じられている事項が認められる一方で、いまだ指摘事項に対し、十分な措置が講じられていない事項がある。対応が講じられていないものの中には、対応に時間を要する事項や、更に検討を要する事項も存在しているが、政府に対し引き続き適切な対応を求める。なお、本審査会は、その対応状況について今後も政府にその説明を求め、調査を行っていくものである。

### 平成28年審査会意見（再掲） 1

- ✓ 行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。
- ✓ 特定秘密保護法の逐条解説に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。

#### 政府の対応状況（概要）

- 内閣情報調査室から「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡が発出され、各省庁においては、同事務連絡に基づき適切な管理を行う旨の認識が示された。

### 平成28年審査会意見（一部再掲） 2

- ✓ 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から30年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。（再掲）
- ✓ 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。
- ✓ 当初の特定秘密指定において「平成26年までに」「平成26年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成26年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成26年に」と記述を改めること。

#### 政府の対応状況（概要）

- 内閣情報調査室より、警察庁、外務省及び防衛省が作成から30年以上の行政文書を保有している旨の説明があった。（再掲）
- 内閣情報調査室より、廃棄の事例について、類型別・省庁別の数字を示した資料が提出され、説明を聴取した。
- 内閣官房、警察庁及び外務省において、指摘に該当する特定秘密が存在していたことから、是正を実施した。

### 平成28年審査会意見 3

- ✓ 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。
- ✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。

#### 政府の対応状況（概要）

- 内閣情報調査室は、指摘された事項について国会報告に掲載することを検討し、指定解除についての情報を適切に当審査会へ報告し、公表する旨の認識を示した。

### 平成28年審査会意見 4

- ✓ 独立公文書管理監は、行政機関の長等に対し是正の求め等を行った場合は、各行政機関が講じた措置を含め当審査会に速やかに報告し、公表するとともに、適切なフォローアップを行うこと。

#### 政府の対応状況（概要）

- 独立公文書管理監から、是正の求め等を行った場合の審査会への報告、公表については誠実に対応してまいりたいとの説明があった。

### 平成28年審査会意見 5

- ✓ 特定秘密文書が各行政機関においてどのように共有され、提供されるか、その流れを当審査会に明らかにし、指定された特定秘密ごとの文書等の件数一覧に記載するとともに、当審査会に説明すること。

#### 政府の対応状況（概要）

- 各関係行政機関から資料が提出され、それぞれ説明を聴取した。

### 平成28年審査会意見 6

- ✓ 情報監視審査会が、年次報告書で表明した意見については、その対応方針及び状況を国会報告に速やかに反映させ、担当大臣から当審査会への説明の機会において説明すること。
- ✓ 情報監視審査会が、平成27年年次報告書で表明した意見について、政府においては未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。

#### 政府の対応状況（概要）

- 制度を所管する内閣情報調査室からは、審査会意見について真摯に検討し、審査会に対して丁寧に説明したいとの認識が示された。
- 平成27年年次報告書の審査会意見に対する対応については、引き続き検討を進めていく旨の発言があった。行政機関から資料が提出され、それぞれ説明を聴取した。

- 審査会における各委員からの指摘等により政府において下記の措置が講じられた。

### 審査会における指摘事項

① 特定秘密の内容を示す名称は、特定秘密として取り扱われる文書等の範囲が限定され、かつ、具体的にどのような内容の文書が含まれているかある程度想起されるような記述となるように、政府として総点検を行い、早急に改めること。

### 政府において措置を講じた事項

- ✓ 警察庁は、海外との連絡に用いる暗号に関する情報について記載事項を変更した。
- ✓ 外務省は、平成28年中に5件の特定秘密について指定書の修正を行った。このうち1件は、当審査会における別途の指摘を踏まえ、平成29年中にも修正を行った。

② 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密文書の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮すること

- ✓ 海上保安庁は、指摘を踏まえ、特定秘密文書等の保存期間が当該特定秘密の指定期間よりも短かったものについては、保存期間を延長して指定期間に合わせた。

③ 特定秘密文書の廃棄に関する資料の提出要求を行うとともに、各行政機関に加え、独立公文書管理監より説明を聴取し、質疑を行った。

- ✓ 独立公文書管理監から、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で、随時ご報告するなど、誠実に対応したいと考えていること、また、対象となった全ての行政機関に対して保存期間満了時の措置の検証・監察結果を通知した段階で、個別に委員に説明する機会を設け、要求があれば、審査会の場でできる限り詳細に説明するとの答弁があった。

# 平成29年「政府に対する意見」（特定秘密文書廃棄問題等を除くその他の事項）

## 指定の在り方関係

- ▶ 特定秘密の内容を示す名称の付け方に係る統一方針について、政府は、引き続き検討すると述べるに留まり、未だ策定していない。
- ▶ 特定秘密の指定要件である「非公知性」に関し、ある特定秘密と同一性を有する情報が報道機関等により報道された場合においても、政府の個別具体的な判断を理由に、運用基準の趣旨に必ずしも従った運用がなされていない可能性がある。

## 審査会意見

- ① 平成27年年次報告書意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称の付け方についての統一方針を早急に定め、運用基準等に当該方針を盛り込むことを検討すること。
- ② 非公知性に関し、運用基準における「実際の判断に当たっては、・・・個別具体的に行う」ことについて、より具体的な判断基準の作成を検討すること。

## 独立公文書管理監関係

- ▶ 独立公文書管理監は、平成27年12月から平成29年3月までの間、検証・監察に関し実地調査等を170回行ったとするが、特定秘密の指定件数や膨大な文書件数と比べ非常に少なく、十分な特定秘密文書の確認がなされていない。

## 審査会意見

- 実地調査の回数を大幅に増やし、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等に実際に記載等されているかを確認し、実効性を高めること。また、確認する文書等を選定する際は、主導的に文書等の対象を選定すること。

## 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係

- ▶ 外務省の特定秘密は、内容を示す名称が幅広なものが多く、具体性に欠く記述となっており、指定の適正性について検証が困難。
- ▶ 資源エネルギー庁が政策上必要とする情報を経済産業省が指定し、保有するとの取扱いについて、平成28年審査会意見で同庁が指定・保有することへの検討を求めたが、同省から適切な説明が得られていない。

## 審査会意見

- ① 外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的でないものについては、当該特定秘密の指定範囲が適正か検証するため、提示が可能な全ての情報を当審査会に対して提示すること。
- ② 経済産業省が指定する4件の特定秘密のうち、資源エネルギーに関する情報については指定を解除し、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう再検討すること。

# 今後の調査方針

■平成29年の審査会における調査を受け、以下の事項について引き続き調査を行う。

## 新規調査

- 特定秘密文書の廃棄に係る指定解除の在り方
- 独立公文書管理監における検証・監察の在り方
- 旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書状況の確認

## 調査を継続

- 特定秘密文書の廃棄について検証
- 文書の保存期間と特定秘密の指定期間の整合性
- 作成から30年を超える特定秘密文書の取扱い
- 国家安全保障会議（NSC）4大臣会合における議論についての情報開示の在り方
- 経済産業省と資源エネルギー庁との特定秘密の指定の在り方
- 外務省等の特定秘密の指定の在り方
- 適性評価

## 提出を求めるもの

- 特定秘密文書の廃棄・廃棄予定の件数（保存期間で区別）、その名称及び廃棄理由
- 指定解除に係る情報、複数の特定秘密が記載された文書の明示

## その他

- 本年次報告書及び当審査会の活動に対する有識者からの意見聴取 ⇒今後の調査方針や来年度の報告書作成などの参考にする。
- 特定課題についても海外事例などを参考に引き続き検討

➤ **調査方針（工程表）に基づき、引き続き実施を継続し、必要に応じて随時特定秘密の提出・提示を求めるなど、一層の深化、具体化を図る。（次頁参照）**

# 今後の調査方針（工程表）

平成30年

3月

12月

全体の動き

- 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑
  - ① 特定秘密指定管理簿の受領、② 指定書等補足資料受領、
  - ③ 特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数（保存期間で区別）、その名称及び廃棄理由/指定解除に係る情報/複数の特定秘密が記載された文書の明示
  - ④ 審査会意見に対する対応

特定秘密を含む不開示情報の提出・提示

- 内閣衛星情報センター視察
- 作成から30年を超える特定秘密文書の取扱い
- 外務省等特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て等）（継続）
- 廃棄協議中等の特定行政文書ファイルについて検証

独立公文書管理監

- 独立公文書管理監報告  
独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表
- 報告について  
説明聴取・質疑
- 定期的な活動状況報告及び質疑  
※ 廃棄とする措置を妥当と認めた際に速やかに報告
- 独立公文書管理監における検証・監察の在り方  
（ケーススタディの実施）

適性評価

- 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑

年次報告書の作成

■ 報告書決議

⇒ ■ 有識者等からのレビュー  
（参考人質疑）

⇒ ■ 次年度報告書へ反映  
■ 随時報告書について議論

主な課題

- 個別省庁
  - ・ 国家安全保障会議（NSC）
  - ・ 経済産業省
  - ・ 防衛省
- 省庁共通の関心事項のさらなる深掘り
  - 4大臣会合における議論についての情報開示の在り方（継続）
  - 資源エネルギー庁との特定秘密の指定の在り方（継続）
  - 旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書状況の確認
- 特定課題について議論
  - 文書の保存期間と特定秘密の指定期間/特定秘密文書の廃棄
  - 各行政機関内部における検査の充実（内容の実質化）

※上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。